

議 事 録

会議の名称	令和5年第4回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年4月25日(火) 午後2時から 午後2時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第25号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(5) 報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第22号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(8) 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年第4回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和5年第4回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 事務局連絡事項</li> </ol>
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第4回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございます。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。いよいよ新年度になりました。ご覧のとおり、私はマスクを外しました。黄砂や花粉症の影響でマスクを外せない人もいますし、着用については個人の自由であります。これから暑くなってきますので状況に応じて判断してもらえればいいかなと思っています。</p> <p>また、事務局から話がありまして、人事異動により、4月から事務局職員2人が新たに配属となりましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、1番細野会長代理、2番関根委員を議事録署名委員に指名します。</p> <p>また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第24号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第24号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転3件となります。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定に基づき、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、</p>

	<p>許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、仁手地内の田2筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、福島公博委員でございます。</p> <p>最後に、整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号3までの申請地位置図は、3ページから5ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号3について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、鈴木良美委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美委員	<p>整理番号1について、15番鈴木より報告させていただきます。4月23日午前10時30分頃、鈴木誠推進委員と現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は篠の池の北西約200メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人は生乳を生産する農地所有適格法人です。農業に従事する役員の従事日数は365日です。常時雇用している労働力は3名です。農機具は、トラクター2台、ダンプ3台、フォークリフト2台、ホイールローダー1台をリースしており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、福島公博委員が議事対象のため、高橋推進委員からの報告を求めます。</p>
高橋推進委員	<p>整理番号2について、福島農業委員が議事参与の対象で、吉田推進委員が欠席のため、高橋より報告させていただきます。4月22日午後1時頃、福島農業委</p>

	<p>員と吉田推進委員が現地確認及び受人への聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は仁手小学校の西約100メートルから南200メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人の年齢は65歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と妻、子の計3名でございます。農機具はトラクター8台、コンバイン4台、田植機1台、乾燥機4台、籾摺機1台を所有しており、米麦を中心に、ハウス栽培によるきゅうり、ブロッコリー等の生産をしており、経営力についての生産性は十分であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、私が議事進行中のため、私に代わり、倉野内推進委員からの報告を求めます。</p>
倉野内推進委員	<p>整理番号3について、田端会長に代わりまして、倉野内より報告させていただきます。4月22日午後1時30分頃、田端会長と現地確認を行いました。また、4月11日に事務局と受人へのヒアリングを実施いたしました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図をご覧ください。申請地は金屋小学校の北約150メートルに位置しております。</p> <p>申請事由は売買です。受人は主にミニトマト、キャベツを生産する農地所有適格法人です。農業に従事する役員の従事日数は350日です。常時雇用している労働力は5名で、今後2名増員予定です。農機具は、トラクター3台、耕うん機1台、コンバイン1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、議事参与の制限に該当する整理番号2を除く、整理番号1及び整理番号3について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。整理番号1及び整理番号3について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、整理番号1及び整理番号3は許可とします。</p>

	<p>次に、整理番号2は、福島公博委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>(退席)</p> <p>整理番号2について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。整理番号2について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、整理番号2は許可とします。福島公博委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第25号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第25号議案をご説明いたしますので、議案書6ページをお願いいたします。</p> <p>第25号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、7ページから20ページまでをお願いいたします。今回の申請件数は、75件です。田44筆及び畑78筆の面積合計18万6,197平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えること</p>

	と定めており、今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、番号2番から番号8番は坂爪委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限に該当しますので、一時退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、第25号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第25号議案について、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり決定しました。坂爪委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第26号議案をご説明いたしますので、議案書21ページをお願いいたします。</p> <p>第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、22ページ及び23ページをお願いいたします。申請件数は、使用貸借権1件及び所有権移転8件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、24ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己</p>

用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号2でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、高齢者福祉施設用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、25ページをお願いいたします。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。

申請地位置図は、26ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、立石委員でございます。

申請地位置図は、27ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本

申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号5でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。

申請地位置図は、28ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号6でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建築条件付土地分譲用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、29ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号7でございます。22ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、30ページをお願いいたします。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号8でございます。23ページをお願いいたします。申請人の住



	<p>所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南二丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、31ページをお願いいたします。5-8については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>最後に、整理番号9でございます。23ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、32ページをお願いいたします。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号9について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について立石委員の報告を求めます。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告させていただきます。4月22日午後2時30分頃、内田推進委員と現地確認をしました。</p> <p>申請地の概要については議案書24ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は四季の里公園から南東へ約150メートルの場所に位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は、自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子とのことでございます。</p> <p>申請人は、現在申請地付近の実家にて妻の両親と家族6人で生活しています。申請人夫婦は、結婚10年目でマイホームの建築をする計画があり場所を探していたところ、土地の所有者である妻の父より許可が得られ、建設資金の目途がたったことから今回の申請に至りました。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告</p>

	<p>します。</p>
議長	<p>整理番号2について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一委員	<p>10番、宮部より報告させていただきます。4月22日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書25ページ5-2の地図をご覧ください。申請地はJR八高線の第二下町踏切から北東に約300メートルの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は高齢者福祉施設です。建築後に施設を別の事業者へ貸し出し、その事業者が有料老人ホームやデイサービスの運営を行うとのことです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま。申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われま。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、鈴木良美委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美委員	<p>15番、鈴木が報告させていただきます。4月23日午前10時頃、鈴木誠推進委員と現地確認をいたしました。</p> <p>申請地の概要については議案書26ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は宮内東公会堂から南西へ約30メートルの場所にあります。</p> <p>恐れ入りますが、議案書22ページにお戻りください。申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅2棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は宅地化が進んでおり、農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4及び整理番号5について、立石委員の報告を求めます。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告させていただきます。4月22日午後1時頃、内田推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書27ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は北泉公民館から県道本庄寄居線を挟んで北東すぐの場所に位置してあります。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は建売分譲住宅用地としての所有権移転でございます。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅4棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地は幹線道路のすぐそばであり、周辺は住宅化が進んでいます。農地を分</p>

	<p>断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>引き続き、整理番号5について、8番立石が報告させていただきます。4月22日午後1時30分頃、内田推進委員と現地確認をしました。</p> <p>申請地の概要については議案書28ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は本田集落センターから北西へ約150メートルのところに位置しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は住宅への進入路を拡幅する敷地拡張用地としての所有権移転となっております。申請人は、申請地北側の隣接地に居住しています。今後のデイサービスなどの介護サービスの利用に備え、送迎用の大型車両が通行できるよう自宅への進入路の拡幅を行うため、今回の申請に至りました。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号6及び整理番号7について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>整理番号6について、9番岡芹より報告させていただきます。4月20日午前9時頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書29ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、いまい台北公園より北西方向へ約220メートルに位置しております。周辺の状況は、申請地の北側は住宅、西側は市道に接しており、東側及び南側が農地に接しています。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は建築条件付き土地分譲用地としての所有権移転でございます。</p> <p>今回、譲受人は申請地を買い受け、3区画に区割りした土地を建築条件付きの分譲地として販売する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。</p> <p>引き続き、整理番号7について報告いたします。4月20日午前9時30分頃、荒井推進委員、門倉推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては議案書30ページ5-7の地図をご覧ください</p>

	<p>申請地は、今井金鑽神社入口の信号交差点から東へ約100メートルほど進んだ長興寺駐車場の西側に位置しております。周辺の状況は、申請地の東側と西側は農地に接しています。北側は農道、南側は市道に接しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書22ページにお戻りください。申請目的は、現在妻と2人で借家に住んでいます。今年の秋に子供が生まれる予定で、借家も手狭になってきたことなどから環境の良いところを探したところ、日当たりの良好な場所を紹介され、譲り受ける確約も得ましたので、自己用住宅を建築したく申請に至ったとのことでございます。</p> <p>転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地周辺は、東側は工業団地となっており、他の周辺は住宅が点在しています。周辺の農道及び水路などに支障をきたす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないと思われます。以上、報告いたします。</p>
議長	整理番号8について、田島敏包委員の報告を求めます。
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告致します。4月19日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書31ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は児玉南土地区画整理地内、桃花木公園から長沖古墳公園の中間点にあり、桃花木公園から西へ約100メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。申請人は、現在市外の借家にて夫婦2人で居住しております。将来を鑑み、子供の誕生とともに家族が増える可能性を考慮し、自宅建設を決意したと拝聴いたしました。所有者のご理解をいただき、また、住環境もよく生活に適当と確信し申請に至りました。</p> <p>用途地域は第1種低層住居専用地域で、周辺は住宅及び道路で周辺農地には支障なきものと推測いたします。以上のことから、委員各位の賢明なる判断をお願いいたします。</p>
議長	整理番号9について、私が議事進行中のため、私に代わり倉野内推進委員の報告を求めます。
倉野内推進委員	<p>整理番号9について、田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。4月22日午後1時30分頃、田端会長と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書32ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は、児玉郡市消防本部児玉分署から南西へ約110メートルに位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書23ページにお戻りください。申請目的は従業員と来客用の駐車場としての敷地拡張になります。受人は現在、申請地の隣地で主に精密機械の加工業を営んでいます。現在の事業用地では、搬入車両の転回スペースと</p>

	<p>待機場所が不足していることに加え、事業の拡大により大型車両の出入りが増加したことで、これまでのような駐車場と転回スペースを併用することが難しくなっています。</p> <p>この状況を改善するために、申請地を従業員と来客用の駐車場とし、現在の駐車場として利用している場所を、大型車両の転回場所と待機場所にするこことで業務の効率化を図ることを計画し、今回の申請に至りました。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>第26号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。よって、第26号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第26号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第19号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、34ページをお願いいたします。専決処分件数は、5件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第20号をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>報告第20号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、36ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p>

	<p>続きまして、報告第21号をご説明いたしますので、議案書37ページをお願いいたします。</p> <p>報告第21号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、38ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第22号をご説明いたしますので、議案書39ページをお願いいたします。</p> <p>報告第22号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が40ページ及び41ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第23号をご説明いたしますので、議案書42ページをお願いいたします。</p> <p>報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、43ページをお願いいたします。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、4件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p>

(事務局長説明)

以上をもちまして、令和5年第4回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。  
大変、お疲れさまでございました。

令和5年第4回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年4月25日(火)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席	○	藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席	○	仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	欠席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	欠席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	欠席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人